

# 利用契約書

## 児童デイサービス

五所川原システム合同会社

児童デイサービス いとかの杜

# 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）の保護者\_\_\_\_\_（以下「保護者」という。）と五所川原システム合同会社（以下「事業者」という。）は、児童福祉法に基づいて提供する児童デイサービス いとかの杜（以下「事業所」という。）の利用について、次のとおり契約します。

## (契約の目的)

### 第1条

本契約は、児童福祉法並びに障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じた自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、事業所 が作成する児童発達支援・放課後等デイサービスの計画書（以下「計画書」という。）に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

## (契約期間)

### 第2条

本契約の期間は、令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から利用者の障害児通所受給者証の支給決定期間までとし、利用者等と事業者双方から申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

## (個別指導計画)

### 第3条

- 1 事業所は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画書を作成します。
- 2 事業所は、個別支援計画書の内容について利用者又はその家族に対して文書を作成し、同意を得ることとします。
- 3 事業所は、個別支援計画書作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上個別支援計画書の見直しを行い、必要に応じて計画書の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

## (事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容)

### 第4条

- 1 事業所は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。
- 2 児童発達支援・放課後等デイサービス事業は、児童発達支援管理責任者・指導員等のサービス従業者（以下「従業者」という）が提供するものとします。
- 3 事業所は、利用者の障害の程度又は利用者等の希望によって作成した計画書に基づき、各種活動や療育活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

## (利用料金)

### 第5条

- 1 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援並びに指定障害福祉サービス等の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。

## **(利用料の支払い方法)**

### **第6条**

- 1 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者を支払います。
- 2 利用者は、請求があった利用料金について、事業者が指定する期日までに支払います。
- 3 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付します。
- 4 支払いが滞った場合については、一時的にサービス提供を停止することがあります。

### **第7条（説明義務）**

事業者及び事業所は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

## **(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)**

### **第8条**

- 1 事業者及び事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

## **(緊急時の援助)**

### **第9条**

- 1 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2 前項のほか、事業所は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

## **(虐待の防止のための措置に関する事項)**

### **第10条**

- 1 事業者及び事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。
  - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
  - (2) 苦情解決体制の整備
  - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## **(秘密の保持)**

### **第11条**

- 1 事業者及び事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持する義務を負います。
- 2 事業者は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者等に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 事業者及び事業所は、利用者の個人情報サービスを調整会議等で用いる場合は、利用者等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

## **(苦情解決)**

### **第12条**

- 1 利用者及びその保護者は、事業所が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口並びに都道府県社会福祉協議会に苦情を申し立てることが

できます。

- 2 事業所は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。
- 3 事業者及び事業所は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

#### **(虐待防止)**

##### **第13条**

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

#### **(契約の終了)**

##### **第14条**

- 1 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
  - (2) 事業者が第11条に定める（秘密の保持）に違反した場合
  - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
  - (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 利用者が事業者に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
  - (2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
  - (3) 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
  - (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
  - (6) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合
  - (7) 利用者が通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合

#### **(事故と損害賠償)**

##### **第15条**

- 1 事業者及び事業所は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。
- 3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - (1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害

等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

(2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。

**(利用者の損害賠償)**

第16条

利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業者・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

**(協議事項)**

第17条

この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

**(その他)**

第18条

この契約に定めない事項については、児童福祉法、その他関係法令に従い利用者等が信義に従い誠実に協議し決定します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

保護者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

児童 氏名 \_\_\_\_\_

**(事業者及び事業所)**

事業所住所 〒037-0063

青森県五所川原市大町 504 番地 13

事業所名 児童デイサービス いとかの杜

代表者名 水島 友輝

事業者住所 〒037-0011

青森県五所川原市大字金山字盛山 94 番地 1

事業者名 五所川原システム合同会社

代表社員 水島 康雄 印